

都市部における大学立地制限の制度化と大学 －工業等制限法と工場等制限法に関する検討

○白川優治（早稲田大学）

1. 研究の目的

本報告では、2002年に廃止されるまで、都市部において大学等の新增設を制限した「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（以下、工業等制限法）」と「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律（以下、工場等制限法）」の制度化の過程を検証する。加えて、新增設が制限されていた1960年代以降の大学の動向を検証することにより、これらの大学立地規制の大学に対する効果と影響を検討するものある。

1959年に制定された工業等制限法は、東京都特別区及び武藏野市・三鷹市（1964年以降は横浜市・川崎市・川口市を追加）を、1964年に制定された工場等制限法は、大阪市・尼崎市・京都市・神戸市・芦屋市・堺市・東大阪市・守口市を対象に、それぞれの市域の全部または一部において大学等の一定規模以上の「教室」の新增設を原則として禁止するものであった。両制限法は都市部における人口集中の抑制を目的とするものであり、大学は工場とともに「人口集中要因施設」として規制対象とされた。

このような制限制度に対して、先行研究では関東地域のキャンパス立地の動向やキャンパス移転に対する関心が向けられてきた（例えば、大坂谷1979）。近年、東京都における立地規制の影響について実証的分析が進められているが（末富2007）、首都圏と近畿圏の制限が、高等教育の大衆化過程における大学立地・学生数の動向に対してどのような影響をもたらしたのかについては十分明らかにはされているとはいえない。そこで本発表では、文部省による「高等教育計画」の策定が行われる以前に、高等教育の量的拡大が進んだ1960年代を中心に検討を行う。これは、都市部において教室の新增設が制限されたなかで、どのように高等教育の拡大がなされたのかを検証することにもつながるものである。なお、本研究は日本学術振興会科学研究費基盤C「都市と大学との連

携・評価に関する政策研究」（研究代表：米澤彰純）による研究成果の一部である。

2. 研究の方法

本研究では、東京教育研究所発行の『全国学校総覧』に記載されている、文部省監修による毎年5月1日付けの各大学の学部別在学生数および学部所在地の情報を用いる。新增設規制の影響を検討するにあたって、各学部の所在地情報に基づいて、首都圏制限区域・近畿圏制限区域・南関東4都県（東京・埼玉・千葉・神奈川）非制限地域・京阪神3府県非制限地域・その他の地域の5区域に区分し、それぞれの区域における学部新增設の動向と学生人口の推移を確認する。南関東・京阪神において非制限地域を設定する理由は、都市部周辺の動向を検証するためである。

3. 大学立地制限の制度化と大学

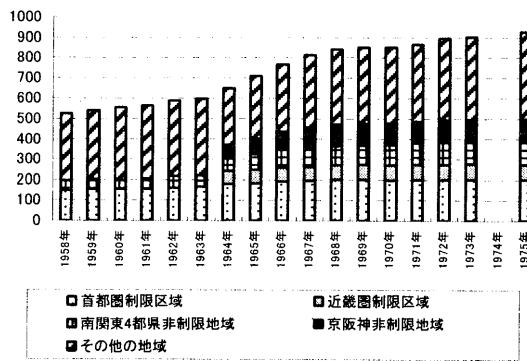
まず、このような大学立地制限の制度化の経緯と大学の関係を確認しておきたい。工業等制限法は、首都建設法（1950年）、首都圏整備法（1956年）の流れをくむ都市政策の一環として制定されたものである。首都圏整備法において都市部への人口増大をもたらす施設の新增設制限が示され、1958年に首都圏整備委員会により示された首都圏整備計画において大学も制限の対象とされることが明示されたことを受け、59年に工業等制限法が制定された。しかしながら、規制対象とされた大学側ではこのことに対して十分な対応がなされていたわけではなかった。例えば、工業等制限法制定時の国会での公聴会に出席した私立大学団体関係者は、同法の制定の計画を知ったのは「三週間くらい前」であり、正式に説明を聞いたのは「つい一週間前」としており、十分な対応を行うことができないままに立法化がなされたことを述べている（1958年10月30日 参議院建設委員会公聴会）。その後、1962年の法改正により制限が強化され、64年には近畿圏整備計画に基づき、近畿圏を対象とする工場等制限法も制定されている。

4. 1960年代の学部新增設と学生数の推移

4-1 学部新增設の動向

それでは、工業等制限法の成立後 1960 年代以降、都市部において一定規模の教室の新增設が制限された中で、大学の学部新增設はどのような地域になされてきたのだろうか。図 1 は、設定した区域別に 1958 年から 1975 年の各区域に立地している学部数の変化を示したものである。

図 1 1958-1975 年 学部立地の推移（区域別：学部数）



注) 1974 年はデータが欠落のため空欄。四年制・昼間部のみ。

図 1 から教室の新增設の制限されている首都圏・近畿圏の区域においても学部数が増加していくことがわかる。他方、非制限地域の学部数の変化をみると南関東 4 都県非制限地域では 2.3 倍（1959-75）、京阪神非制限地域では 1.6 倍（1964-75）の増加がみられた。1959-75 年の間の、その他の地域の増加率が 1.2 倍、全体の増加率が 1.7 倍であることから、この間、学部立地の郊外化が進んだとみることができる。このことを確認するために、各地域が全体に占める割合（以下、学部立地率）の変化をみたものが表 1 である。学部立地率は、首都圏・近畿圏の制限区域で低下し、南関東 4 都県非制限地域・京阪神非制限地域で伸長しており、郊外化を裏付けている。

表 1 1959-1975 年 区域別学部立地率

	1959年	1961年	1963年	1964年	1965年	1967年	1968年	1971年	1973年	1975年
首都圏制限区域	28.4%	27.4%	27.5%	27.7%	26.1%	24.1%	23.9%	23.2%	22.5%	21.8%
近畿圏制限区域	-	-	-	9.8%	9.2%	8.2%	8.1%	8.3%	8.1%	7.9%
南関東4都県非制限地域	8.9%	9.1%	9.3%	8.8%	10.4%	11.1%	11.3%	12.2%	12.1%	12.0%
京阪神非制限地域	-	-	-	10.9%	11.1%	12.5%	12.4%	12.4%	12.3%	12.3%
その他の地域	62.7%	63.6%	63.1%	42.8%	43.2%	44.1%	44.2%	43.9%	45.1%	46.1%

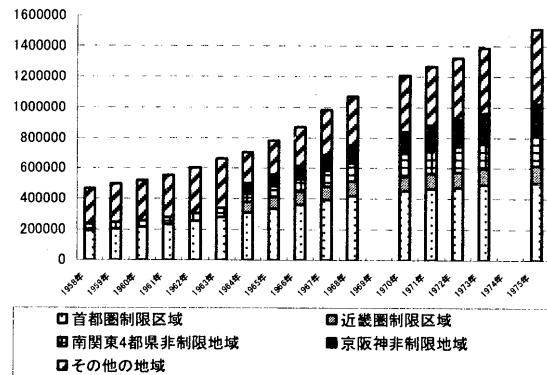
注) 1963 年以前は、制限制度制定前のため近畿圏は「その他の地域」に算入

4-2 学生数の増加動向

次に、都市部における人口増加の抑制を目的とする両制限法の効果を検証するために、学部学生

数の推移を確認する。図 2 は、1958 年から 1975 年の各区域別に学部生数（制限法の対象である昼間部のみ）をみたものである。

図 2 1958-1975 年 学生数の推移（区域別：人）



注) 1969、1974 年はデータが欠落のため空欄。四年制・昼間部のみ。

図 2 からこの期間に、学生数が急増しており、制限区域も例外とはなっていないことがわかる。学生数の増加は、首都圏制限区域で 2.4 倍（1959-75）、近畿圏制限区域で 1.6 倍（1964-75）、南関東 4 都県非制限地域で 5.0 倍（1959-75）、京阪神非制限地域で 1.8 倍（1964-75）となっている。しかしながら、各区域の学生数が全体に占める割合（以下、学生数比率）の変化をみると、制限区域の比率は低下している（表 2）。学生数比率においても都市郊外地域の増加がみられ、郊外化が進んだことを示している。

表 2 1959-1975 年 区域別学生数比率

	1959年	1961年	1963年	1964年	1966年	1968年	1970年	1972年	1975年
首都圏制限区域	41.2%	41.9%	42.3%	43.3%	41.3%	39.1%	37.2%	35.7%	33.4%
近畿圏制限区域	-	-	-	9.8%	10.1%	9.3%	8.3%	8.1%	7.5%
南関東4都県非制限地域	8.0%	8.2%	8.6%	7.6%	9.4%	10.7%	12.2%	12.7%	13.3%
京阪神非制限地域	-	-	-	10.2%	10.3%	11.2%	11.7%	13.1%	13.7%
その他の地域	50.9%	49.8%	49.1%	28.5%	28.8%	29.6%	30.5%	30.4%	32.1%

注) 1963 年以前は、制限制度制定前のため近畿圏は「その他の地域」に算入

5. おわりに

1975 年までの期間においては、首都圏・近畿圏ともに都市郊外での学部新增設や学生増加が進み、制限法の対象区域の学部立地数・大学生数はその全体に占める割合が低下していることが示された。しかし、制限区域においても学生数は大きく増加していることも示された。都市部における、教室の新增設が制限された中で学生数が増加は、教育環境の悪化をもたらした可能性が考えられる。

【引用文献】大坂谷吉行「大学等の郊外立地の現状と問題点-南関東地域の場合」日本都市計画学会『都市計画別冊』（1979 年）、末富芳「大学立地政策は何をもたらしたのか 東京都所在大学の立地と学部学生数の変動分析」第 10 回日本高等教育学会発表（2007 年）